

日本学術会議の会員任命拒否を撤回し、任命拒否された推薦者の任命を求める会長声明

第1 はじめに

菅義偉内閣総理大臣は、2020年10月1日、日本学術会議が推薦した会員候補者105名のうち、6名の任命を拒否し、残りの99名のみを任命した。しかし、このような行為は、以下に述べる通り、違法であり、また憲法違反の疑いがあるから、菅義偉内閣総理大臣に対して速やかに任命拒否を撤回し、拒否された6名を日本学術会議の会員として任命するよう求める。

第2 学問の自由と日本学術会議

1 学問の自由の持つ意味

憲法23条は、「学問の自由は、これを保障する」と定めている。これは明治憲法下時代に、学問や学説が直接に国家権力によって侵害・弾圧された歴史を踏まえて、特に規定されたのである。

このような歴史的経緯から、学問の自由はまず第1に、国家権力が、学問研究、研究発表、学説内容などの学問的活動とその成果について、それを弾圧・侵害し、あるいは禁止することは許されないことを意味する。したがって、時の政府が自身の政策に適合しないからといって、学問研究へ政府が干渉することは許されない。そして、第2に学問の自由を客観的制度的に保障するため、学術職・学術機関の独立性・自律性、政治的介入の禁止という意味を持ち、「大学の自治」が代表例である。

2 日本学術会議と学問の自由

日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」として設立された（日本学術会議法（以下「法」という。）2条）。同目的達成のために日本学術会議は「独立して」①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること、をその職務とし（法3条）、科学に関する様々な事項について政府の諮問を受け（法4条）、政府に勧告をすることができる（法5条）。

このような学術的機関としての役割に照らせば、日本学術会議の政府からの独立性・自律性は、憲法上の学問の自由から要請されているものであり、「大学の自治」と同様に客観的制度的保障となっているというべきである。だからこそ、法は日本学術会議の「独立」性を明確に規定したのである。

第3 任命拒否の違法性、違憲性

1 任命拒否が、立法者意思に反し違法であること

日本学術会議は、学問の自由の下で独立性が求められることから、同会議は内閣総理大臣の監督や管理を受けず、ただ「所轄」とされるにすぎない（法1条2項）。そしてまた、独立性の観点から、同会議の会員は、同会議の推薦に「基づいて」内閣総理大臣が任命する（法7条2項）とされており、この推薦制についても1983年の国会審議において、当時の中曽根首相は「学術会議法の改正につきまして、従来の選挙制度がいわゆる推薦制に変わりましたが、これはいままでの経緯にかんがみまして推薦制というふうになったのであるだろうと思います。」「しかし、法律に書かれてありますように、独立性を重んじていくという政府の態度はいささかも変わるものではございません。学問の自由ということは憲法でも保障しておるところでございまして、特に日本学術会議法にはそういう独立性を保障しておる条文もあるわけございまして、そういう点については今後政府も特に留意してまいりつもりでございます。」「学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。」「したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております。」と説明しており、内閣総理大臣の任命権は形式的なものに過ぎないものとされている。加えて、内閣総理大臣は、日本学術会議の会員自身から病気その他やむを得ない事由により自発的な辞職の申出を受けたときでさえも、辞職を承認するには日本学術会議の承認を要すること（法25条）、また、会員として「不適當な行為」がある場合ですら、同会議の「申し出に基づ」かなければ退職をさせることはできないとされている（法26条）ことも、内閣総理大臣の任命権が形式的なものであることを裏付けている。

この度の内閣総理大臣による任命拒否は、かつての国会答弁によって確認された

立法者意思に明らかに反し、違法である。

2 任命拒否が学問の自由の保障の精神に反し、違憲の疑いがあること

上記の通り、日本学術会議は政府からの独立性・自律性が憲法上の学問の自由から要請され、客観的制度的保障となっている。このような中で、内閣総理大臣が任命拒否をしたことは、違法であるのみならず、学術機関の独立性・自律性を侵害し、学問の自由を保障する憲法23条の精神に反し、憲法違反の疑いがある。

なお、このたびの任命拒否にあたり、6名の学者が任命を拒否された理由について、内閣総理大臣は「総合的、俯瞰的活動を確保する観点」などと説明されているが、その詳細は不明であるところ、6名の学者が安全保障関連法や共謀罪制定等に対し反対の意思を表明してきたことが任命拒否の理由ではないかとの憶測も呼んでいる。仮に会員候補者の研究内容や思想内容を理由として任命拒否したのであれば、学問の自由に対する侵害はより明白なものといえ、また研究者に政府に批判的な学問研究を躊躇させ、研究者の学問研究の自由や研究発表の自由への深刻な萎縮効果をもたらしかねない。

第4 結論

以上の次第で、当会は菅義偉内閣総理大臣による任命拒否に対し強く抗議するとともに、速やかに任命拒否を撤回し、拒否された6名を日本学術会議の会員として任命するよう求める。

以上

2020年（令和2年）11月18日

茨城県弁護士会

会長 小沼典彦